

【ケナコルト-A 筋注用関節腔内用水懸注】

医薬品等の名前(一般名)	ケナコルト-A筋注用関節腔内用水懸注40mg/1mL
診療科	眼科
分類	適応外使用
使用の目的	マキユエイド眼注用40mg の代替として、次の治療に使用します。 [硝子体内投与] ○硝子体手術時の硝子体可視化 ○糖尿病黄斑浮腫 [テノン嚢下投与] 下記の疾患に伴う黄斑浮腫の軽減 ○糖尿病黄斑浮腫 ○網膜静脈閉塞症 ○非感染性ぶどう膜炎
使い方	マキユエイド眼注用40mg の供給停止に伴い、供給再開までの間、マキユエイド眼注用40mg と有効成分が同じであるケナコルト-A筋注用関節腔内用水懸注40mg を硝子体内投与およびテノン嚢下投与に使用します。
承認日	令和5年7月10日
医薬品副作用被害救済制度	薬剤の適応外使用は、医薬品副作用被害救済制度の対象外となることがあります。独立行政法人医薬品医療機器総合機構のサイトで確認できます。 https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0011.html

個々の承認内容について詳しくお知りになりたい場合や拒否されたい場合は、おかかりの診療科・医師にご相談ください。

【添付文書について】

医薬品および医療機器は、法律（医薬品医療機器等法）に基づいて厚生労働省で承認された用法で使用することが求められています。この定められた用法などを記載したものは添付文書といわれます。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構の医療用医薬品情報検索サイトで確認できます。

<https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuSearch/>